

## 望ましい教育環境（学校規模等）について

平成 28 年 11 月 15 日  
第 3 回 検 討 委 員 会

## 1. 基本的な考え方

- (1) 次代を担う子供たちの健やかな成長のため、一定規模以上の集団の中で切磋琢磨し、協調性、社会性を培い、望ましい人間関係を築きながら学校生活をおくることが必要である。
- (2) 学級規模については、体育・音楽・グループ学習や今後求められる「主体的な学び」、「協働的な学習」を行ううえで制約が生じることのないような規模が必要である。
- (3) 学級数については、人間関係に変化をもたらし、その過程を通して新しい成長の機会を得るためにも、クラス替えが可能な 1 学年 2 学級以上の確保が理想である。
- (4) 中学校においては、各教科担任の確保が必要である。特に授業時数の多い 5 教科においては、複数の教員確保が理想である。
- (5) クラブ活動・部活動、学校行事などでは、教育活動の効果を高め合う一定規模の集団が必要である。
- (6) 複式学級においては、直接指導と間接指導を組み合わせ、複数学年を指導する機会が多く、以下のような課題も生じ得ることが指摘されているため、早期の解消が必要である。
  - ① 教員に特別な指導技術が求められる。
  - ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい。
  - ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある。
  - ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる。
  - ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある。

## 2. 望ましい学校規模等の目安

※四万十市立小・中学校再編計画（平成 20 年 3 月）の「学校再編に向けての規模の目安」を適用する。

## (1) 小学校

## ■望ましい規模

1 学級に 15 人程度（5 人×3 班）、1 小学校の下限を 6 学級（1 学級×6 学年）、90 人程度とする。

□限界の規模

1学年に10人程度(4人×3班程度)なら学習効果は上がる。全学年60人程度いれば、何とか一定の水準は維持ができる。

(2) 中学校

■望ましい規模

体育での集団競技や音楽での合唱・合奏指導ができる1学級20人程度以上の規模が望ましい。また免許外指導の解消など教員配置の関係から1学年2学級以上が望ましい。

よって、1学年50人(25人×2学級)とし、全学年で150人程度とする。

□限界の規模

グループ分けのパターンや、協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じることのないよう、少なくとも1学級20人程度(5人×4班)とし、これに部活動等を加味し、1学年70人程度とする。また、複式学級が生じないよう1中学校の下限を3学級(1とする)とする。

【望ましい規模の目安】

	学年規模	学級数	全体
小学校	15人以上	6学級以上	90人以上
中学校	25人以上	6学級以上	150人以上

【極小規模の回避に向けての目安】

	学年規模	学級数	全体
小学校	10人以上	6学級以上	60人以上
中学校	20人以上	3学級以上	70人以上

3. 統合後の通学条件の目安について

統合によって遠距離通学(小学校でおおむね4km、中学校でおおむね6km以上)となる場合は、原則、スクールバスの導入について検討を行うこととし、その場合の通学時間の目安はおおむね1時間以内とする。 ※別紙(P4)参照

#### 4. 望ましい規模（適正規模）に向けた配置計画

今後においても児童生徒数の減少により、望ましい規模となることが困難な学校について、児童生徒数の推移や通学条件・地理的条件等を総合的に勘案しながら、計画的に望ましい規模に向けた適正配置を進めていくこととする。

特に「複式学級」が生じている学校や今後生じる恐れのある学校については、近隣の適正規模校との統合、または小規模校同士の統合に向け優先的に取り組み、できるだけ早期に複式学級の解消を図ることとする。

なお、西土佐小学校、西土佐中学校においては、学校再編の経過や地理的条件等を考慮し、統合は当面の間行わないこととする。ただし、地域等からの要望、学級編制の基準等の制度改正、その他社会情勢の変化等、必要に応じて別途検討を行うこととする。

## 学校の適正配置（通学条件）

—公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引より—

### 【通学距離による考え方】

○ 国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4 km以内、中学校ではおおむね6 km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めている。

○ 小学校5年生と中学校2年生を対象に、通学距離とストレスとの関係を調べた研究によると、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という通学距離の範囲においては、気象等に関する考慮要素が比較的少ない場合、ストレスが大幅に増加することは認められませんでした。

○ これらを踏まえれば、徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。

### 【通学時間による考え方】

○ 他方、児童生徒の実際の通学の状況を見た場合、スクールバスの導入事例や多様な交通機関の活用事例が増加しており、児童生徒の通学条件を、徒歩や自転車による通学を前提とした通学距離だけで設定することは実態にそぐわないケースが増えています。上述した、公立小・中学校の施設費の国庫負担においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認める場合には、4 km、6 kmの範囲に収まらない統合に伴う施設整備も同様に国庫負担の対象としており、実際にはスクールバス等を活用することにより、小学校で4 km、中学校で6 kmの通学距離を大きく上回る統合事例もあります。

○ このため、通学時間の観点から各市町村の通学条件の基準を調査した結果、「交通機関を利用した場合の通学時間」を基準として設定している市町村の中では、おおむね1時間以内と設定している例が多いことが明らかになりました。また、過去の統合事例を分析したところ、9割以上が1時間以内となっていました。

○ 適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。